

4. その他

各EPAの内容はこちらから確認できます



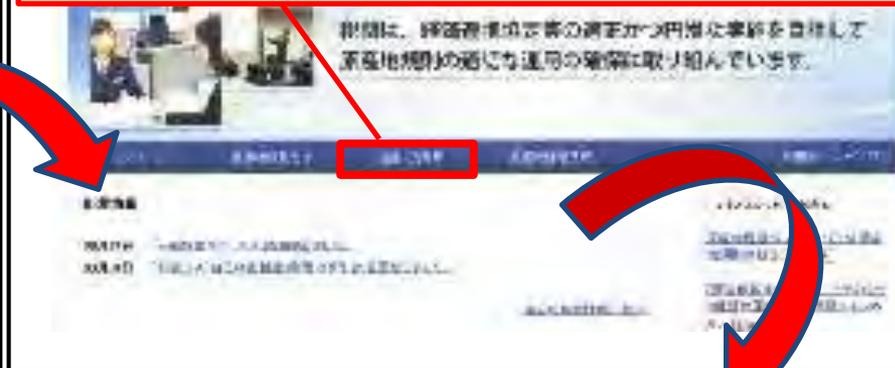
(下にスクロール)

ピックアップ

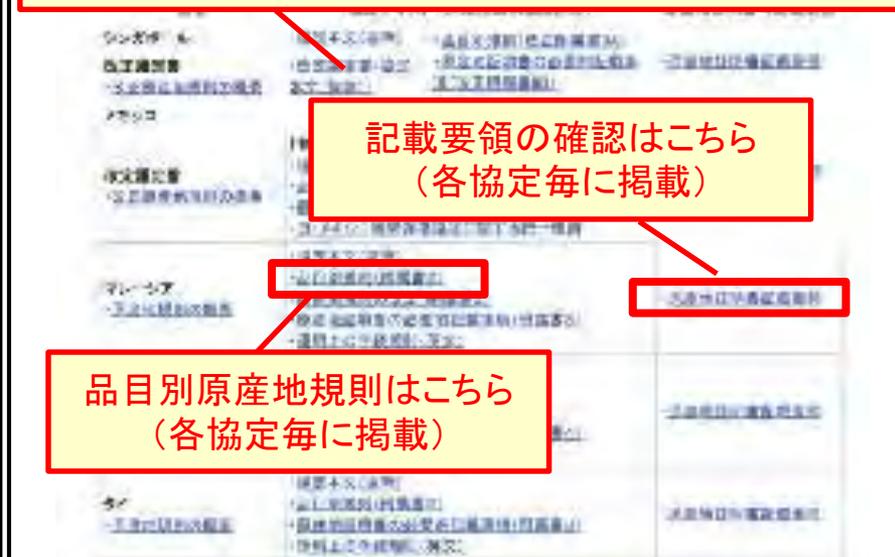
(ピックアップ中)
原産地規則ポータル

①税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)トップページから下にスクロールし、「ピックアップ」中「原産地規則ポータル」をクリックします。

②原産地規則ポータル中「協定・法令等」をクリックします。



③各協定の品目別規則・原産地証明書記載要領等を確認できます。



「不備のある原産地証明書等の取扱い」等はこちらから確認できます

税関
原産地規則ポータル

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

ピックアップ

政策

原産地規則ポータル

「原産地証明手続」をクリックすると、以下のファイルを確認できます。

- 各原産地証明書の記載要領、記載事項の比較表
- 経済連携協定の通関手続きについて
- GSPの原産地証明書発給機関一覧
- 「自己申告制度」利用の手引き
- 「不備のある（EPA/GSP）原産地証明書等の取扱い」について

税関ホームページ
http://www.customs.go.jp/

(下にスクロール)

「原産地証明手続」をクリックすると、以下のファイルを確認できます。

- 各原産地証明書の記載要領、記載事項の比較表
- 経済連携協定の通関手続きについて
- GSPの原産地証明書発給機関一覧
- 「自己申告制度」利用の手引き
- 「不備のある（EPA/GSP）原産地証明書等の取扱い」について

税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp/>)トップページから下にスクロールし、「ピックアップ」の「政策」中「原産地規則ポータル」をクリックします。

輸出者の皆様へ

○ EPAの内容は、日本及び締約相手国でも取り扱いと同じですので、原産地規則を満たせば、輸出締約国でも特恵税率で申告できます。

○ 輸出の際にご参考となるHPの例

- ・ 税関HP「リーフレット(かんたんEPA(経済連携協定)ガイド ご存知ですか？EPA」
http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/EPA_guide.pdf
- ・ 特定原産地証明書の取得について・・・日本商工会議所HP
<http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>
- ・ 輸出先締約相手国における譲許表を調べる・・・外務省HP
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>
(各EPAの英文テキストに各国の譲許表が掲載されています)
- ・ 輸出先締約相手国の情報を入手する・・・日本貿易振興機構(ジェトロ)
<http://www.jetro.go.jp/>

【リーフレット】特惠税率適用に関する「事後確認」の実施について

特惠税率適用に関する「事後確認」の実施について

「事後確認」とは、経済連携協定又は一般特惠関税制度の下で、特惠税率を適用して輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについての確認を行うことをいいます。

(1) 事後確認の目的

経済連携協定又は一般特惠関税制度を利用して特惠税率を適用するためには、輸入する貨物が相手国の原産品である必要があります。

事後確認においては、輸入申告された貨物が原産品であることを確認することによって、特惠税率の便益の適正な確保を目的としています。

(2) 事後確認の方法

輸入者に対する事後確認は、原則として、書面による情報提供要請により実施されます。

税関は、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。

(3) 質問及び回答内容

税関から輸入者に質問書を送付します。

質問書には、確認の対象となる貨物及び確認内容が記載されています。当該貨物が原産品であるか否かを確認するために、当該貨物の生産に係る契約書、仕入書、価格表、部品品表、製造工程表などの資料を提出いただくこととなります。

(4) 回答期限

税関への回答期限は、質問書に記載されています。基本的に質問書到着の日から30日となります。

(5) 事後確認の結果

輸入者からの回答によって、税関が原産品であることを確認できた場合には特惠関税の適用が承認されます。一方、輸入者が回答をしない場合や不十分な情報の提供しかない場合には、特惠税率の適用が否認されることがあるためご注意ください。さらに、回答内容によっては、税関から取引相手である輸出者や発給機関に対し情報提供要請や現地への訪問検証を行うこともあります。以上の結果、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、特惠税率の適用が否認されることとなり、また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。

※各税関に異なる回答期限は、<http://www.customs.go.jp/press/2013/03/03130301.htm>

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
仙台税関	hid-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-8174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3157
神戸税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
福岡税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
沖縄地方税関	oki-ja-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7880	098-363-0380

税関ホームページ 国庫地方税関「事後確認」<http://www.customs.go.jp/mst/eshi/confirm/gensanchi/>

(参考)「事後確認」に関するQ&A

Q.1 輸出者から送付された原産地証明書によって特惠税率を適用しており、輸入貨物が原産地規則を満たす原産品であるかどうかを確認するための資料が手元にない。事後確認の要請に対してどのように対応したらよいか。

A.1 特惠税率は原産品である貨物に対してのみ適用されるものであり、輸入者は納税義務者、特惠税率の適用により直接便益を受ける者として、貨物の原産性を証明する義務があります。

手元に資料がない場合には、輸出者より、貨物の原産性に関する情報入手して頂き、それを元に、税関への回答を御願います。なお、企業秘密等の理由により輸出者から情報が得られないような特別な事情がある場合には、税関にご相談ください。その場合には、税関より、取引相手である輸出者等に対して事後確認を実施することがあります。

Q.2 第三者証明制度の場合には、貨物の原産性は原産地証明書によって既に証明されているのではないかと。

A.2 世界的なEPAの増加等を踏まえ相手国の発給機関において十分な原産性の審査がなされないまま原産性のない貨物に対して原産地証明書が発給される事案や、更には偽造の原産地証明書が税関に提出される事案が発生しており、特惠税率の適正な適用の確保を図っていく観点から、第三者証明制度の場合であっても事後確認が必要となります。

前述のとおり、輸入者には納税義務者、特惠関税の直接の受益者として、貨物の原産性を証明する責任があることから、特惠関税の適用に際しては、原産性のある貨物に対して原産地証明書が正しく発給されているのかをよくご確認ください。

Q.3 「事後確認」の結果、特惠税率を適用して輸入した貨物について、事後に特惠否認される事態を避けるためにはどうしたらよいか。

A.3 特惠税率の適用を受けようとする貨物について、原産地規則を満たす相手国の原産品であるかどうかを、必要に応じて原産性を証明する書類を入手するなどして、輸出者等に事前によく確認した上、特惠税率の適用を申告して頂くことが重要です。

また事前告示制度を利用して頂ければ、輸入申告前に貨物の原産性について税関から回答が得られるため、円滑な通関が確保できるほか、事後的に特惠否認される事態を避ける手段の一つにもなります。

Q.4 その他、「事後確認」に関する具体的な手続等について知りたい場合にはどうしたらよいか。

A.4 前ページの各税関の原産地調査官まで御願います。

輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
関税分類、原産地、関税評価、減免税についての



「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の分類(税番)、関税率、原産地、課税価格の算出
方法、減免税の適用の可否等を文書で照会し、回答を文書で受けることが
できる制度で、

- 事前に税番・税率等がわかるので、原価計算が確実にでき、輸入計画や販売
計画が立てやすくなる。
- 貨物の税番・税率等がわかっているため、貨物の引取りが早くなる。
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し3年間尊重される。

などのメリットがあります。



カスタム君

◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
- ・トップページの右側の「▼税関手続きの案内」→「税関様式及び記載要領」→「関税法関係[C]」
で様式の一覧表が表示されます。
 - 関税分類については、「事前教示に関する照会書 (C-1000)」
 - 原産地については、「事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」
 - 関税評価については、「事前教示に関する照会書(関税評価照会用) (C-1000-6)」
 - 減免税については、「事前教示に関する照会書(減免税照会用) (C-1000-22)」

◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19の2、7-19の4をご参照ください。 》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

ご清聴ありがとうございました。

不明な点があれば

総括原産地調査官（東京担当）

03(3599)6527

にご照会ください！

